

岐阜県公報

号外(三) 令和三年七月十三日

目次

議会規則

岐阜県議会議規則の一部を改正する規則

(議事調査課)

ページ

議会規則

岐阜県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月十三日

岐阜県議会議長 佐藤 武彦

岐阜県議会議規則第一号

岐阜県議会議規則の一部を改正する規則

岐阜県議会議規則(昭和三十八年岐阜県議会議規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、議員は、出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の八週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産した場合にあつては、当該出産の日)後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

第一百十二条第一項中「七人以上」を「所定」に改める。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「^①」を削る。

別記第三号様式中「^②」及び備考を削る。

別記第四号様式中「^③」を削る。

別記第七号様式中「^④」を削り、「^⑤」を「^⑥」を「^⑦」に改める。
別記第八号様式から別記第十号様式(甲)まで及び別記第十四号様式中「^⑧」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日)に当たる
(ときは翌日)

令和三年七月十三日

令和三年七月十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社